

ビジットGIFU協議会準会員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ビジットGIFU協議会(以下「協議会」という。)の準会員に関し、ビジットGIFU協議会会則(以下「会則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 準会員は、岐阜市及びその周辺に本社または事業所を有する団体であることとする。

2 会則第11条第2項に規定する参加申し込みは、準会員登録申請書(別記様式第1号)により、会長に申し込むものとする。

(参加範囲)

第3条 準会員は、会則第3条に規定する協議会が実施する事業に参加することができるものとする。

(退会)

第4条 準会員は、退会届(別記様式第2号)を提出し、任意に退会することができる。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

